### 令和3年第19回教育委員会臨時会

開会年月日 令和3年11月24日(水)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会教育長堀 和夫

同 委員中田尚代

同 委員坂口節子

同 委員高柳 誠

同 委員仲山英之

### 議題

## 1 議案

(1) 議案第80号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制 定依頼について

(2) 議案第81号 県費負担教職員の任命等の内申について

開 会午後1時30分閉 会午後1時40分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長木 村 勝 巳こども家庭部長小 暮 文 夫教育振興部教育総務課長櫻 井 和 之同 教育指導課長谷 ロ 雄 麿こども家庭部子育て支援課長山 根 由美子

#### 教育長

ただいまから、令和3年第19回教育委員会臨時会を開会する。

本日は臨時の案件のため、オンライン会議システムにより会議を開催している。また、 案件に関係する理事者のみ出席としている。

## 教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。 本日の案件は、議案2件である。

### 教育長

まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の案件のうち、議案第81号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるため、個人情報保護のため、非公開として審議を行いたいと思うが、よろしいか。

## 委員一同

はい。

### 教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 議案第80号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制 定依頼について

#### 教育長

それでは、議案第80号の審議に入るが、審議に入る前に、公務員の給与の決定の仕方について説明をさせてもらう。公務員の給与は幼稚園教諭も含めて条例により定められている。毎年4月1日付けで、特別区23区共同で設置している特別区人事委員会において、特別区内の各業種の事業所に調査を行い、各業種の給料やボーナス、われわれの場合には期末手当、勤勉手当としているが、その他諸手当について、民間の同じ業種ではどのような金額を支払っているか調査し、約半年かけて特別区人事委員会で精査を行い、区の職員の給与と民間給与に差があるかということを検証する。

そして、毎年10月頃に、人事委員会勧告として勧告が出される。これは、国が行っている人事院勧告と同様のものと考えていただいて結構である。そこで人事委員会勧告においてその年の給与が民間より多いか、少ないかということで、勧告がなされる。もちろん差異がない場合には、差異はないという勧告がされる。

今回給与についてはほぼ同様である。ただし、期末手当については、民間より区職員の 方が高いということで、マイナスの勧告がなされたところである。

そういったことから、今回この勧告に基づいて議案を提出させていただいた。なお、これの内容については、職員団体、いわゆる労働組合との交渉があり、妥結したのが先週

木曜日の深夜であったため、11月19日開催の第22回教育委員会定例会には間に合わなかった。

また、一方で明後日から開会される令和3年第四回練馬区議会定例会に議案として提出をしなければならず、来週開かれる12月3日の第23回教育委員会定例会では間に合わないため、急遽オンラインにより臨時会を開催させていただいた。そのような趣旨であるため、ぜひご理解をいただきたい。

それでは、議案第80号、「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について説明をお願いする。

#### 教育指導課長

#### 資料に基づき説明

### 教育長

それでは、ご質問等あれば、お願いする。 仲山委員どうぞ。

### 仲山委員

労働組合の方からはどういった意見が出たのか。

#### 教育指導課長

現在、手元に資料がないため、詳しいことは申し上げることができないが、月例の支給については引下げることがなくそのままであるということ、それから期末手当において、3月期の0. 15月を引き下げることについては、この内容で妥結されたということである。以上である。

### 教育長

少々補足をさせていただく。10月に出た特別区人事委員会勧告においては、この0.15か月の期末手当の引下げについては、12月支給分で実施するということが勧告されている。それが、職員団体とのやりとりの中で、12月ではなく来年の3月から施行ということで変更になったところである。様々な内容については、協議がされたものと承知しているが、今回この勧告に基づいて妥結した内容については、先程教育指導課長が申し上げたとおりである。また、賞与というのはこれだけではなく、期末手当と勤勉手当を足して通常ボーナスというやり方をしている。現在は、期末手当が2.550月、更に勤勉手当が加わり4.6月分が1年間に支給されている。なお、この資料の中で、一般職員2.550月、管理職員2.150月と少々差異がある、管理職員の方が期末手当が少なくなっているが、これは勤勉手当の割合が管理職の方が多く、全体でもらえる現在の金額は、同じく4.6月分となる。管理職手当と一般職員については、期末手当と勤勉手当の割合に差異があるということをご理解いただきたい。よろしいか。

# 仲山委員

承知した。

### 教育長

ほかにご質問等があればお願いする。

### 坂口委員

私はこの案に賛成する。

## 高柳委員

私も承認する。

### 中田委員

同じく承認する。

## 仲山委員

承認する。

### 教育長

それでは、ただいま委員の皆様から承認があったため、議案第80号については承認 とさせていただく。

#### (2) 議案第81号 県費負担教職員の任命等の内申について

# 教育長

それでは、つぎに議案第81号 県費負担教職員の任命等の内申についてであるが、 冒頭にお諮りしたとおり、後ほど非公開で行いたいと思う。 その他報告はあるか。

#### 事務局

特段ない。

### 教育長

それでは、オンラインによる公開の臨時会は、以上をもって終了とする。